

第1編 総則

第1章 総則

第2章 基本方針

第1章 総則

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び那覇市防災会議条例（昭和48年条例第15号）第2条の規定に基づき、那覇市の防災対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現により、住民福祉の確保を目指す。

- 1 那覇市の防災対策に関する市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱並びに市民・事業者等の役割
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

【SDGs への対応】

「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」は、2015年9月の国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2016年から2030年までの国際開発目標であり、相互に密接に関連した17のゴール（目標）と具体的な169のターゲット及び232の指針から成り、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく持続可能な世界を実現するために先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標である。

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標11（住み続けられるまちづくりを）、目標13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものである。



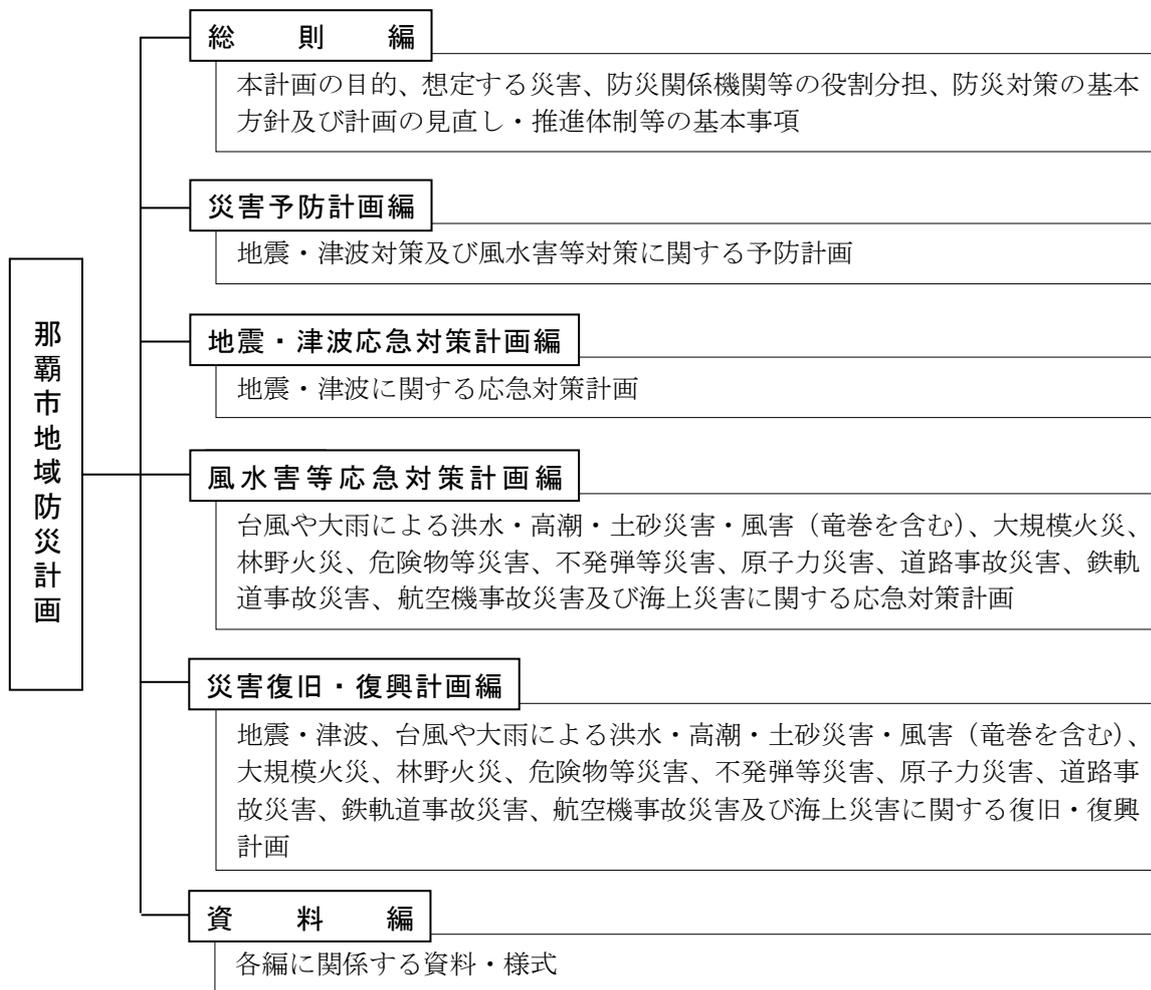
目標11 [持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標13 [気候変動]
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

第2節 構成

本計画は、次の6編からなる。



第3節 防災計画の見直しと推進

第1 地域防災計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討（実際の災害対応や防災訓練等を通じた内容の検証）を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、市は、関係ある事項について修正しようとする場合は、計画修正案を那覇市防災会議（総務部防災危機管理課）に提出する。

災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画が市民等から提案された場合は、那覇市防災会議は那覇市地域防災計画に積極的に取り入れるよう努める。

修正にあたっては、他の防災関連計画や防災関連法令との整合性についても、適宜チェックを行う。

なお、計画の修正等にあたっては、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女

性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画に反映させる。

第2 地域防災計画の周知徹底

本計画は、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第4項に定める公表のほか、市民に周知徹底するよう努める。

市は、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。対策推進にあたっては、県をはじめ、他の防災関係機関との密接な連携を図るとともに、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

また、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による近助（共助）が必要であることから、日頃から、個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体にも働きかけ、相互に連携して減災のための行動と投資を息長く行う防災活動を展開する。

第4節 那覇市の概要

第1 自然的条件

1 位置及び地形・地質

本市は、沖縄本島の南部、東シナ海に面し、東経127度38分18秒から127度44分25秒、北緯26度10分19秒から26度14分32秒の間、鹿児島島の南方およそ603キロメートルのところにある。地形は東西10.3キロメートル、南北7.8キロメートル及びその間を国場川、北に安里川及び安謝川が西流し、東方は小丘陵をなし、西は那覇港を擁して慶良間諸島に対してはいる。

地質構造は、全体として北側に傾斜する構造をなしているが、真和志中央部においては、盆状構造の断面に似た地質が見られ、首里地区ではドーム型地質構造をなす地域も見受けられる。地質は大別して第三紀中新世の島尻層、第三紀鮮新世から第四紀更新世にかけての琉球石灰岩及び完新世の離水珊瑚礁からなっているが、海岸沿いにおいては海浜堆積物からなるところもある。旧市街地及び首里から天久、安謝における一帯並びに識名あたりで琉球石灰岩が露出し、その他の地域の地表面は島尻層からなっている。

【資料編】3-2 那覇市地盤分類図

2 活断層

活断層の存在は、地震災害の危険性を考える上ではきわめて重要である。活断層研究会編（1991年）によれば、沖縄本島中南部には活断層が集中していることが指摘されている。この地域の活断層は琉球石灰岩の地層を切るもので、活断層の確実度は高くなっている。金武湾西岸、浦添市一西原町にかけて、糸満市にある活断層は明瞭な活断層である。一方、本市域には、首里にやや明瞭な活断層がある。

【資料編】3-1 沖縄本島中南部の活断層分布図

3 気象

本市は、ユーラシア大陸の東の亜熱帯に位置し、西側に東シナ海を臨む。島嶼のため、海洋の影響が大きく、その気候は亜熱帯海洋性気候といわれる。四季を通じて温暖で、気温の年較差（約12℃）及び日較差（約5℃）は本土に比べて小さい一方で、湿度は高い。また、地理的に発達期の台風の主要経路に当たっており、しばしばその影響を受ける。

冬は大陸の高気圧の張り出しにより、北～北東の季節風が卓越し、時折小雨を伴う曇りの日が多いが、最低気温が10℃以下となる日は少ない。例年10月頃になると「新北風」（ミーニシ）が吹き始め、北よりの季節風は特に12月から2月にかけて卓越する。

5月中旬から6月下旬の始めにかけて「小満芒種」（スーマン ボースー）と呼ばれる雨期（梅雨）があり、この雨期明けとともに本格的な夏が訪れ、台風期に入る。台風による最大風速の記録としては、昭和24年（1949年）6月20日デラ台風による東北東の風49.5m/s、最大瞬間風速は、昭和31年（1956年）9月8日エマ台風による南の風73.6m/sとなっており、早い年には4月から、遅い年には12月まで台風の襲来に見舞われることもある。

【資料編】2-1 気象状況

4 過去の災害履歴

(1) 台風

本市における風水害は、主に台風によって引き起こされている。大きな被害を受けたものとしては、死者4人、全壊家屋67戸の被害となった昭和36年の台風23号（ティルダー）や、床上浸水1,758戸となった昭和40年の台風15号（ジーン）等があげられる。それ以後も、風水害による災害はほぼ毎年発生しているが、非木造建物の建て替え等が進み、大きな人的被害を含む災害は平成3年の台風9号（死者1人）以後発生していない。

(2) 火災

平成30年の火災発生件数は86件で、平成21年から平成30年までの10年間の平均火災発生件数は89件である。また、都心部を中心に高層建築物が急増する等、都市構造の高度化が進み、消火活動が複雑化してきている。

(3) 不発弾

戦後70年余を経た今日でも、戦時中に投下された不発弾がまだ相当量埋もれており、毎年工事現場からの通報等により不発弾が多数発見されている。

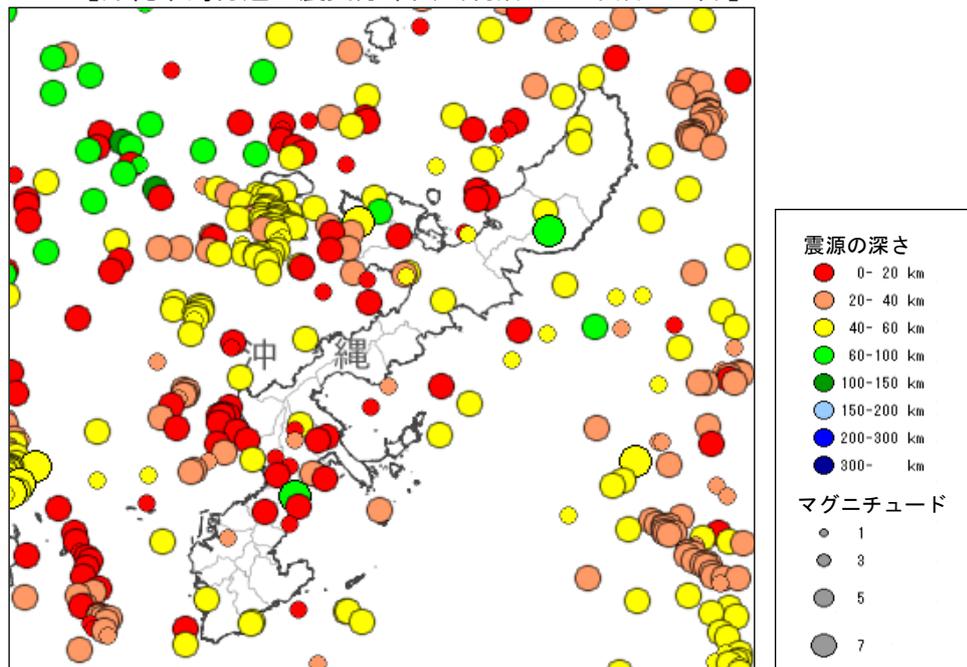
昭和49年3月2日には、工事現場で不発弾が爆発し、死者4人、重軽傷者32人、全壊20戸、半壊39戸という大事故が発生している。昭和62年1月30日には、旧日本軍砲弾を解体作業中に爆発し、1人死亡する事故が発生している。

(4) 地震

沖縄本島で被害があったとの記録があるのは、資料編に示した9地震である。それぞれの地震被害の状況についてはあまり記録が残っていないが、甚大な被害は発生していない。また、主な被害としては、耐震性の低い石垣の倒壊が多く発生している。

【資料編】2-2 災害履歴

【沖縄本島付近の震央分布図（明治33～平成30年）】



資料：地震予知総合研究振興会 HP (<http://www.adep.or.jp/shingen/>)

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は戦後急増し、昭和60年には30万人を超えたが、平成7、12年で減少に転じた。その後、再度増加に転じ、平成27年国勢調査においては319,435人（平成22年比 3,481人増）となっている。

世帯数は一貫して増加しているが、一世帯当たりの構成人員は減少傾向にある。また、老年人口の割合は年々増加しており、高齢化が進行している。

【市の人口推移】

年	人口 (人)	増 加		世帯数 (世帯)	一世帯当 たり構成 人員(人)	老 年 人 口			
		数 (人)	率 (%)			人 口 (人)	割合 (%)	県割 合 (%)	全国 割合 (%)
昭和55年	295,778	772	0.3	86,891	3.40	19,649	6.6	7.8	9.1
昭和60年	303,674	7,896	2.7	93,199	3.26	23,086	7.6	8.6	10.3
平成2年	304,836	1,162	0.4	99,846	3.05	27,480	9.0	9.9	12.0
平成7年	301,890	△2,946	△1.0	104,530	2.89	33,816	11.2	11.7	14.5
平成12年	301,032	△853	△0.3	111,788	2.69	42,544	14.1	13.8	17.3
平成17年	312,393	11,361	3.8	122,613	2.55	51,356	16.4	16.1	20.1
平成22年	315,954	3,561	1.1	129,512	2.44	55,644	17.8	17.4	23.0
平成27年	319,435	3,481	1.1	135,532	2.36	63,513	20.3	19.6	26.6

資料：国勢調査

2 道路交通

本市の道路網は、国道58号、329号、330号等の国道8路線と、国際通り、那覇糸満線等の県道20路線、ほぼ1,500本の市道から成り立っている。

国道58号、330号、臨港道路等の南北方向の広域的交通軸はある程度整備されているが、東西を結ぶ道路軸は国道329号、環状2号線等で南北軸と比べ弱い状況にある。

生活道路は、市道の7割が幅員5.5m未満と狭い道路が多く、また私道・農道についても全体的に幅員が狭く、行き止まりとなっている道路も多い。

3 建物

近年、都市構造の高度化、高層建築物の急増等により、本市の建物構造は鉄筋コンクリートが中心である。平成30年度の家屋総棟数は54,640棟で、非木造が88.7%、木造が11.3%である。

都市部の住宅地においては、都市基盤整備の遅れや地価の高騰等により、建物の建て替えができない老朽化した鉄筋コンクリート造や木造住宅が密集している地域もあるが、近年に建てられた大規模なマンション及び商業ビル等と混在した市街地を形成している。

郊外部においては、都市基盤整備が不十分なまま、スプロール的に戸建住宅地が広がり、斜面緑地等での宅地化も進行している。

4 産業

平成27年国勢調査での産業構造別人口は、第一次産業840人、第二次産業12,475人、第三次産業101,142人となっており、第三次産業の中でも特に卸売・小売業、サービス業及び宿泊・飲食業が占める割合が高く、観光産業に特化している。

【産業構造別人口】

	第一次産業 就業（人）	第二次産業 就業（人）	第三次産業 就業（人）	第三次産業の上位産業			
				卸売・ 小売業	医療・ 福祉	サービ ス業	宿泊・ 飲食業
平成27年	840	12,475	101,142	19,195	15,626	10,987	9,818

資料：国勢調査

また、本市における平成29年度の年間入域観光客は840万人を超え、前年比8.8%増となっている。この内、国内客は約622万人（前年比104.1%）、外国客は約222万人（前年比124.5%）であり、国内客と比べ外国客の増加が目立つ。

【年間入域観光客】

	入込観光客数		国内客		外国客	
	人数（人）	対前年比	人数（人）	対前年比	人数（人）	対前年比
平成27年度	7,142,729	104.7%	5,720,742	98.0%	1,421,987	144.2%
平成28年度	7,767,042	108.7%	5,981,552	104.6%	1,785,490	125.6%
平成29年度	8,446,663	108.8%	6,224,222	104.1%	2,222,441	124.5%

資料：那覇市観光統計（平成30年度）

5 土地利用

民有地面積は、平成29年で畑が0.235km² (1.1%)、宅地が16.082km² (73.4%)、山林・原野が0.249km² (1.1%)、雑種地・その他が5.357km² (24.4%) となっている。

平成11年からの推移では、宅地は増加傾向であるのに対し、畑は減少傾向を示している。

【土地利用変遷の状況】

土地利用	平成11年		平成20年		平成29年	
	面積(km ²)	構成比(%)	面積(km ²)	構成比(%)	面積(km ²)	構成比(%)
畑	0.696	3.0	0.428	1.9	0.235	1.1
宅地	15.139	66.2	15.997	72.4	16.082	73.4
山林・原野	0.391	1.7	0.305	1.4	0.249	1.1
雑種地・その他	6.641	29.0	5.366	24.3	5.357	24.4
合計	22.867	100.0	22.096	100.0	21.923	100.0

資料：沖縄県統計年鑑

第5節 災害の想定

本計画は、本市の自然的条件、社会的条件の地域特性によって起こりうる災害を踏まえた結果、次に掲げる規模の災害が市地域に発生することを想定して策定した。

第1 風水害の被害想定

1 台風

本市が過去に大規模な被害を受けた台風を事例にして同規模の災害を想定する。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

- | | | | |
|---------|---------------|-----------|-----------|
| 1 名称 | 台風23号(ティルダー) | | |
| 2 襲来年月日 | 昭和36年10月1日～3日 | | |
| 3 最大風速 | 北の風 40.0m/s | | |
| 4 総降水量 | 230.4mm | | |
| 5 人的被害 | 死者4人 | | |
| 6 家屋被害 | 全壊家屋 67戸 | 半壊家屋 186戸 | 床上浸水 749戸 |
| | 全壊公共家屋 6戸 | 半壊公共家屋 8戸 | 床下浸水 638戸 |
| | 全壊非家屋 1戸 | 半壊非家屋 5戸 | |

2 河川の氾濫(洪水浸水想定)

本市の水位周知河川である安里川、真嘉比川、久茂地川、安謝川、国場川について、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく浸水想定区域を指定している。本市に関する洪水浸水想定区域図は次ページ以降に示す。

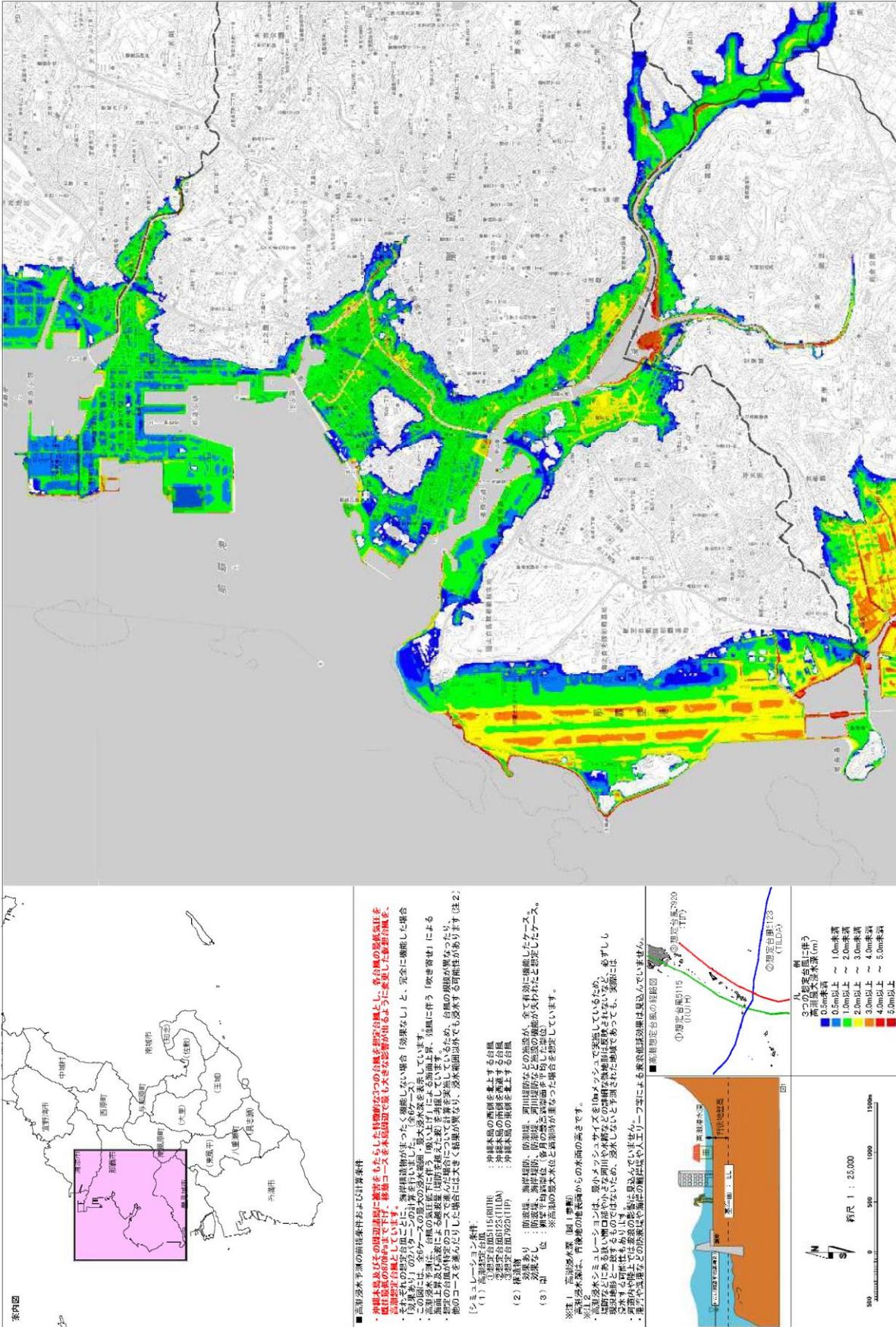
3 高潮（高潮浸水想定）

県では、本県に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。調査は平成 18 年度に本島沿岸域を対象に実施しており、本市に係る予測結果の概要は次のとおりであり、高潮浸水想定区域図は次ページに示す。

【高潮浸水想定概要】

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水

【高潮浸水想定区域図】



資料：沖縄県高潮浸水予測図

4 土砂災害（危険箇所・区域）

本市には、土砂災害が予想される危険箇所等が多数あり、土砂災害対策が推進されている。平成30年3月時点で、本市における土砂災害危険箇所は85箇所、土砂災害警戒区域は95箇所である。

【市内の土砂災害危険箇所・区域一覧（平成30年3月時点）】

土砂災害危険箇所・警戒区域	種別	箇所数
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流（Ⅰ）	2
	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）	65
	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）	2
	地すべり危険箇所	16
	合計	85
土砂災害警戒区域等	土石流警戒区域	2
	急傾斜地の崩壊警戒区域	78
	地すべり警戒区域	15
	合計	95

※Ⅰは被害想定区域内に人家が5戸以上ある箇所、Ⅱは被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

資料：沖縄県地域防災計画 資料編（平成30年3月）

第2 地震及び津波の被害想定

本市の大規模地震・津波による物的・人的被害量等は、「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、被害の事例結果が公表されている。

【資料編】3-3 平成25年度沖縄県地震被害想定調査結果（那覇市）

1 想定地震

本県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の20の想定地震が設定されている。その中で、本市において想定される震度は、「6強」が1、「6弱」が6、「5強」が5、「4」が3となっている。想定地震の概要は次のとおりである。

【地震・津波被害予測の想定地震一覧】

想定地震	深さ (km)	計測震度※(那覇市)			震度 (那覇市)	マグニチュード	備考
		最大値	最小値	平均値			
沖縄本島南部断層系による地震	3	6.1	5.4	5.8	6弱	7.0	平成21年度沖縄県地震被害想定調査
伊祖断層による地震	3	6.5	5.4	5.8	6弱	6.9	
石川-具志川断層系による地震	3	5.7	4.8	5.2	5強	6.9	
沖縄本島南部スラブ内地震	30	6.4	5.9	6.1	6強	7.8	
宮古島断層による地震	3	2.9	2.6	2.7	3以下	7.3	平成23・24年度津波被害想定
八重山諸島南西沖地震	2	3.3	3	3.1	3以下	8.7	
八重山諸島南方沖地震	2	3.9	3.6	3.7	4	8.8	
八重山諸島南東沖地震	2	5.2	4.9	5.1	5強	8.8	
沖縄本島南東沖地震	2	5.7	5.5	5.6	6弱	8.8	
沖縄本島東方沖地震	2	5.7	5.4	5.5	6弱	8.8	
石垣島南方沖地震	1	3.0	2.7	2.8	3以下	7.8	
石垣島東方沖地震	0.3	3.5	3.2	3.3	3以下	8.0	
石垣島北方沖地震	2	3.5	3.2	3.3	4	8.1	
久米島北方沖地震	2	5.4	5.0	5.1	5強	8.1	
沖縄本島北西沖地震	2	5.3	5.0	5.1	5強	8.1	

想定地震	深さ (km)	計測震度※(那覇市)			震度 (那覇市)	マグニチュード	備考
		最大値	最小値	平均値			
沖縄本島南東沖地震3連動	2	6.0	5.7	5.9	6弱	9.0	平成25年度沖縄県地震被害想定調査
八重山諸島南方沖地震3連動	2	5.4	5.1	5.2	5強	9.0	
沖縄本島北部スラブ内地震	30	5.8	5.4	5.6	6弱	7.8	
宮古島スラブ内地震	30	4	3.7	3.8	4	7.8	
石垣島スラブ内地震	30	3.4	3.1	3.2	3以下	7.8	

※計測震度：地震観測点で震度計によって測定された、地表の揺れ（地震動）の強さの程度を数値化した震度。基本的には周期0.1～1.0秒の地震波の加速度の大きさに基づいており、体感による震度とほぼ一致するように定められている。

2 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害が設定されている。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとし想定されている。

3 予測結果の概要

本市における死者数は、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く（235人）、そのほとんどは津波によるものである。次いで死者数が多いのは、沖縄本島南部スラブ内地震（186人）となり、そのほとんどは建物倒壊によるものである。

建物被害（全壊）については、沖縄本島南部スラブ内地震による地震のケースが最も多く（10,230棟）、その大半が「地震の揺れ」による建物被害である。次いで沖縄本島南東沖地震3連動（7,916棟）となるが、この地震では「津波」と「地震の揺れ」によるものとなっている。

ライフラインとなる上下水道については、沖縄本島南東沖地震3連動地震の被害が最も多く、地震直後の断水人口は24,538人、下水道の支障人口は282,837人、電力についても、沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多く、停電軒数は21,924軒に上る。

4 市町村一律の直下型地震について

「1 想定地震」は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、県では市町村の地震対策（地震防災マップ作成等）の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード6.9（最大震度5.8）の地震を想定し、震度、液状化、建物被害を予測している。

【資料編】3-4 液状化予想図

【市域における被害量予測一覧（震度5強以上）】

想定項目			沖縄本島 南部断層 系地震	伊祖断層 地震	石川-具 志川断層 系地震	沖縄本島 南部スラ ブ内地震	八重山諸 島南東沖 地震	沖縄本島 南東沖 地震	沖縄本島 東方沖 地震	久米島北 方沖地震	沖縄本島 北西沖 地震	沖縄本島 南東沖 地震3連 動	八重山諸 島南方沖 地震3連 動	沖縄本島 北部スラ ブ内地震	一律地震 動	
建物被害	全壊	合計	棟	3,922	3,830	428	10,230	212	5,143	1,589	1,933	317	7,916	719	1,881	2,409
		うち津波	棟	0	0	0	0	0	3,371	0	1,301	0	3,285	0	0	0
	半壊	合計	棟	9,903	9,333	1,814	15,295	962	8,657	5,109	6,587	1,198	13,599	2,075	5,851	7,145
		うち津波	棟	0	0	0	0	0	3,569	0	5,063	0	3,466	0	0	0
人的被害	死者数	合計	人	51	51	4	186	2	175	17	40	3	235	5	23	31
		うち津波	人	0	0	0	0	0	158	0	39	0	174	0	0	0
	負傷者 数	合計	人	2,333	2,223	392	4,408	199	3,683	1,163	1,064	235	5,524	395	1,341	1,673
		うち津波	人	0	0	0	0	0	2,674	0	871	0	3,106	0	0	0
	要救助 者数	合計	人	1,864	1,810	149	5,173	28	682	612	79	42	2,238	127	755	1,038
		うち津波	人	0	0	0	0	0	16,631	0	14,560	0	19,131	0	0	0
津波に伴う要捜索者数	人	0	0	0	0	0	2,833	0	910	0	3,281	0	0	0		
ライフライン被害	上水道	断水人口	人	638	1,276	0	12,437	0	16,125	319	5,989	0	24,538	0	638	1,594
	下水道	支障人口	人	62,842	63,222	43,813	74,663	36,788	282,837	55,743	282,837	45,067	282,837	47,778	60,169	62,143
	電力	停電軒数	軒	12,127	11,798	142	21,564	0	15,090	5,126	4,464	0	21,924	0	7,338	9,293
	通信 施設	不通回線数	回線	15,905	15,580	216	28,889	0	28,425	6,600	9,782	0	36,360	0	9,521	12,118
避難者	避難所内	人	5,865	5,609	901	11,556	470	31,189	2,756	25,652	592	37,143	1,168	3,205	3,980	
	避難所外	人	3,910	3,739	601	7,704	313	16,047	1,837	12,966	394	19,548	778	2,136	2,653	
要配慮者被害			人	1,132	1,082	174	2,230	91	6,018	532	4,950	114	7,167	225	618	768

※ライフライン被害は発災直後の被害想定

※避難者及び要配慮者被害は地震1日後の被害想定

※数値は各シーン等における最大値

資料：沖縄県地震被害想定調査（平成25年）

第3 津波浸水想定

本市の大規模地震に伴う津波による浸水想定は、「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）、「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）、「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）に基づき、津波の浸水想定区域、津波到達時間等の結果が公表されている。

1 切迫性の高い津波（「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度））

No.	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード ^{※1}
①	沖縄本島北方沖（C01）	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80km	40km	4m	7.8
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80km	40km	4m	7.8
④	久米島北方沖（B04E）	80km	40km	4m	7.8
⑤	久米島南東沖（C02）	80km	40km	4m	7.8
⑥	宮古島東方沖（C04W）	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖（D06N）	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖（C05E）	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖1（C06W）	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖2（NM11）	60km	30km	20m	7.8
⑪	石垣島南方沖（IM00）	40km	20km	20m	7.7
		15km	10km	90m	— ^{※2}
⑫	石垣島北西沖（A03N）	80km	40km	4m	7.8
⑬	与那国島北方沖（A01N）	80km	40km	4m	7.8
⑭	与那国島南方沖（GYAK）	100km	50km	5m	7.9

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：地すべりを想定しているため、マグニチュードで示すことができない。

2 最大クラスの津波（「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度））

No.	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード ^{※1}
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震	300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 ^{※2}	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	— ^{※3}
⑦	石垣島東方沖地震 ^{※2}	60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	3連動 沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
		170km	70km	20m	
		260km	70km	20m	

No.	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード ^{※1}
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデル

※3：地すべりを想定しているため、マグニチュードで示すことができない。

3 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定：「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度））

No.	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード ^{※1}
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 ^{※2}		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 ^{※4}		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 ^{※2}	40km	20km	20m	7.8	
		15km	10km	90m	— ^{※3}	
⑨	石垣島東方沖地震 ^{※2}		60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデル。

※3：地すべりを想定しているため、マグニチュードで示すことができない。

※4：1791年の地震の再現モデル。

次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

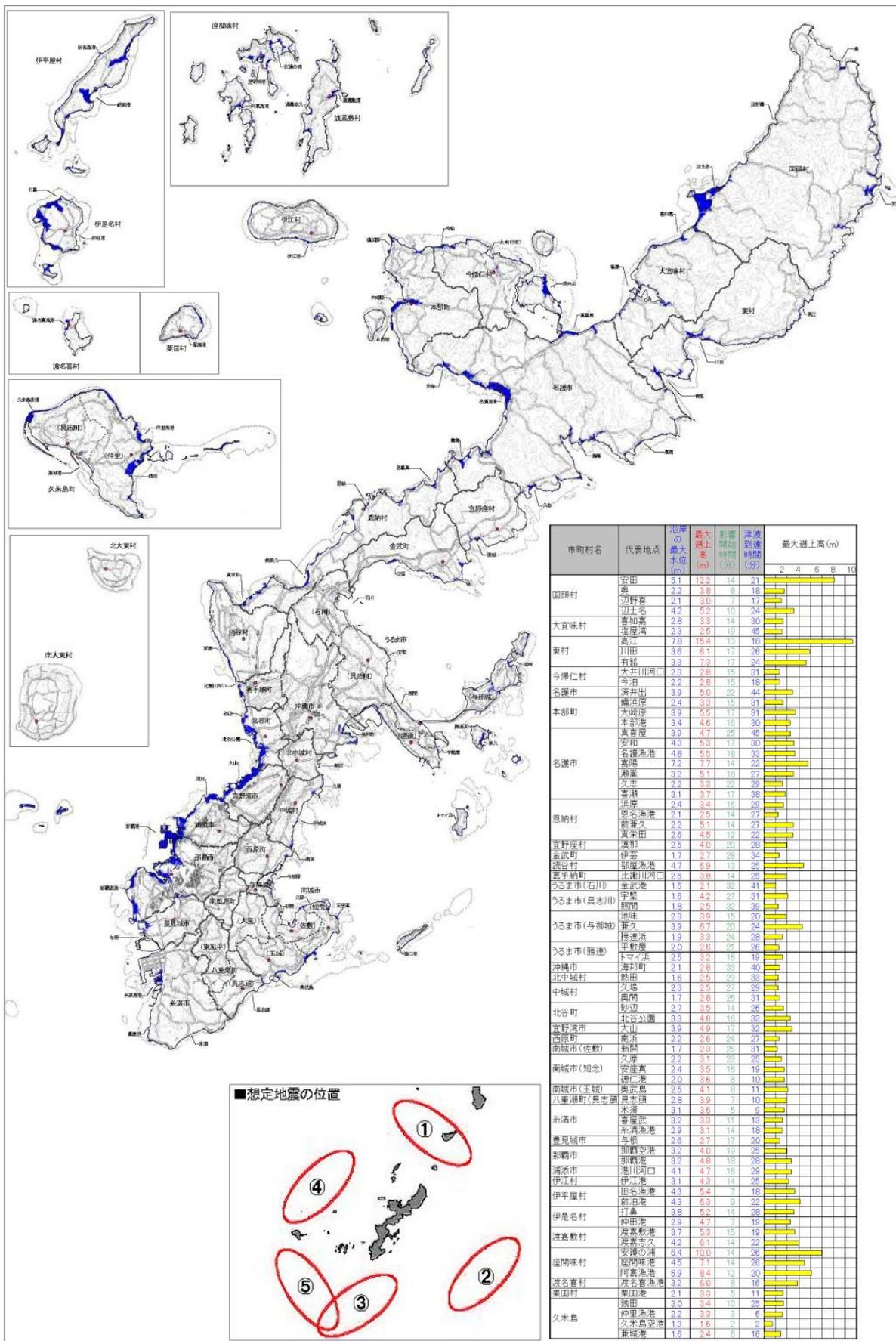
「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」沿岸の沖合の水位が、地震発生時から50cm上昇するまでの時間

「津波到達時間」津波第1波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

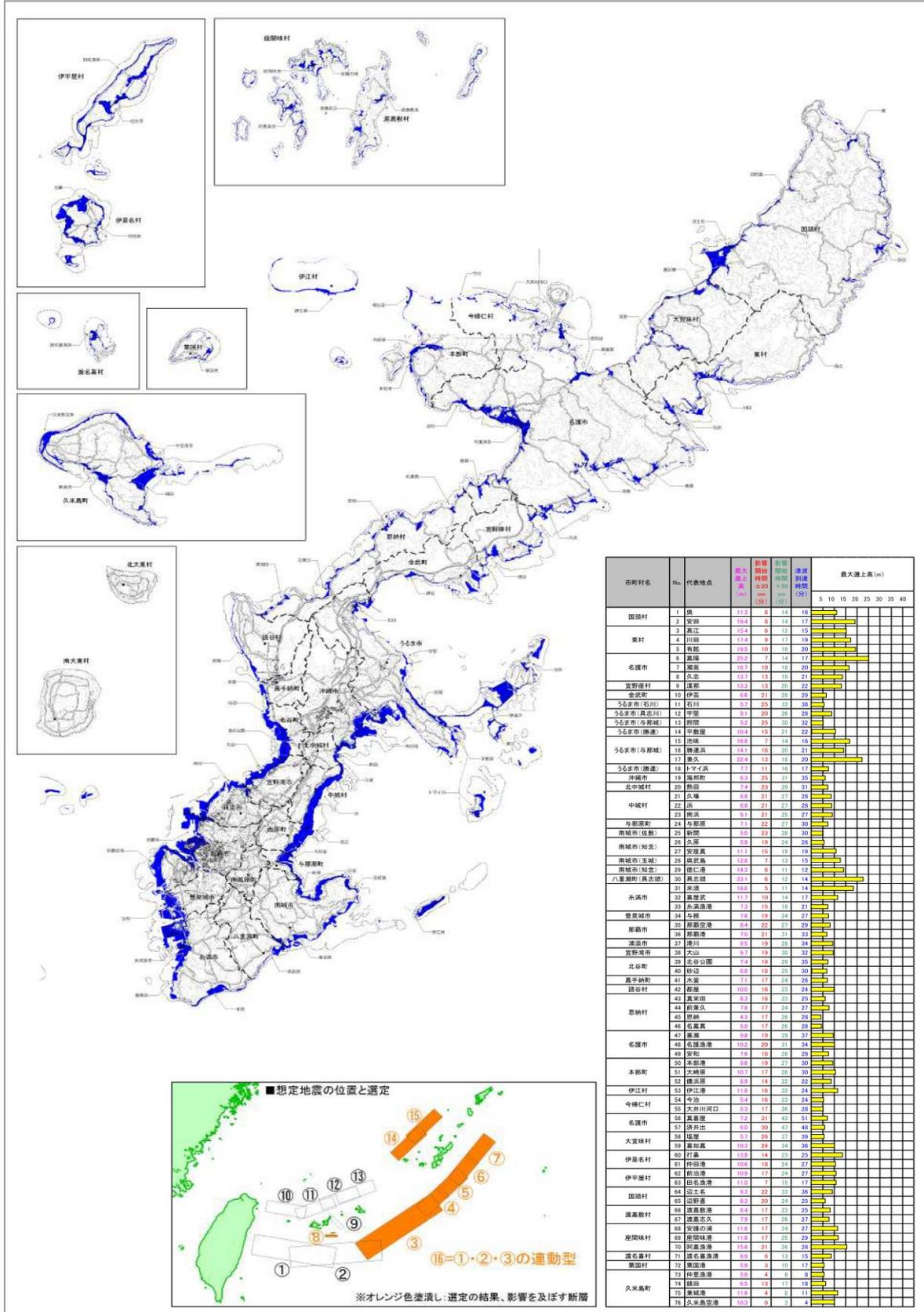
「最大遡上高」津波が到達する最も高い標高

【平成18年度 津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）】



【平成26年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）
（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）】

※平成24年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定。



第4 津波災害警戒区域

津波災害警戒区域（通称：イエローゾーン）とは最大クラスの津波に対して津波被害を防止するため、警戒避難体制の整備を行うことにより、市民等が平常時には通常の日常生活や経済社会活動を営みつつ、いざというときには津波から「逃げる」ことができるよう「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、知事が指定する区域である。本市では沿岸部が指定されている。

第5 想定する災害

本計画の作成にあたっては、本市の地形、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本市において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

本計画の作成の基礎として想定する主な災害は、次のとおりである。

【想定災害】

1. 地震災害（津波災害、液状化を含む）
 - 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害
2. 風水害
 - 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
 - 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
 - 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
 - 低地部等の排水不良による浸水等による災害
 - 台風による高潮災害
3. 土砂災害
 - 台風に伴う大雨や地震によるがけ崩れ・土石流・地すべりによる災害
4. 大規模事故
 - 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
 - 航空機事故
 - 大規模な火災
5. 危険物等災害
 - 消防法で規定する「危険物」による災害
 - 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
 - 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害
 - 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
6. 海上災害
 - 船舶等による油流出事故
 - ※市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災
 - 海難事故
 - ※船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生
7. 放射線災害
 - 火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び当該地域を管轄する県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱について示す。

第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
那覇市	1 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務 2 防災に関する広報・教育・訓練の実施 3 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 6 災害情報の収集、伝達及び被害調査 7 水防、消防、救助その他の応急措置 8 災害時の保健衛生及び文教対策 9 災害時における交通輸送の確保 10 災害廃棄物の処理 11 被災施設の災害復旧 12 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 13 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整 14 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び市民の自発的な防災活動の促進 15 その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

第2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
沖縄県	1 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 2 防災に関する広報・教育・訓練の実施 3 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 6 災害情報の収集、伝達及び被害調査 7 水防、消防、救助その他の応急措置 8 災害時の保健衛生及び文教対策 9 災害時における交通輸送の確保 10 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務 11 被災施設の災害復旧 12 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 13 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整

機関の名称	事務又は業務の大綱
	14 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 15 その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
那覇警察署 豊見城警察署	1 災害警備計画 2 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握 3 被災者の救出救助及び避難指示・誘導 4 交通規制・交通管制 5 死体の見分・検視 6 犯罪の予防等社会秩序の維持
南部土木事務所	所管に係る施設（道路、橋りょう、河川、海岸保全施設、港湾、急傾斜地、地すべり地帯等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
南部農林土木事務所	所管に係る施設（道路、農地、用排水、農業用ダム海岸保全施設、漁港、畑地かんがい施設、圃場等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

第3 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	1 災害派遣の準備 2 災害派遣の実施

第4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱	
九州管区警察局	1 警察災害派遣隊の運用及び調整 2 災害時における他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整 4 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整 5 災害時における警察通信の運用 6 津波警報等の伝達	
沖縄総合事務局	総務部	1 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整 2 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括
	財務部	1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 3 公共土木等被災施設の査定の立会 4 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定
	農林水産部	1 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 2 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 3 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策 4 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策
	経済産業部	1 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

機関の名称		事務又は業務の大綱
沖縄総合事務局	開発建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄国道に関する災害対策 2 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 3 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 4 公共土木施設の応急復旧の指導、支援 5 大規模土砂災害における緊急調査
	運輸部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車輛、船舶等の安全対策 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 3 災害時における輸送関係機関との連絡調整
九州厚生局		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の情報収集、通報 2 関係職員の現地派遣 3 関係機関との連絡調整
沖縄森林管理署		<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備 2 災害復旧用材の備給対策 3 国有林における災害復旧 4 林野火災防止対策
沖縄防衛局		<ol style="list-style-type: none"> 1 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整 2 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 3 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整 4 日米地位協定等に基づく損害賠償 5 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
那覇産業保安監督事務所		<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策 2 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保
那覇空港事務所		<ol style="list-style-type: none"> 1 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助 2 航空運送事業者に対する輸送の協力要請 3 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整
第十一管区海上保安本部 那覇海上保安部		<ol style="list-style-type: none"> 1 警報等の伝達 2 情報の収集 3 海難救助等 4 緊急輸送 5 物資の無償貸与又は譲与 6 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援 7 流出油等の防除 8 海上交通安全の確保 9 警戒区域の設定 10 治安の維持 11 危険物の保安措置
沖縄气象台		<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める 4 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

機関の名称	事務又は業務の大綱
沖縄総合通信事務所	1 非常の場合の電気通信の監理（非常時における無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設等） 2 災害時における非常通信の確保 3 災害対策用移動通信機器の貸出 4 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
沖縄労働局	1 災害時における労働災害防止対策 2 災害に関連した失業者の雇用対策
九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所	1 災害廃棄物等の処理対策 2 環境監視体制の支援 3 飼育動物の保護等に係る支援。
国土地理院沖縄支所	1 地殻変動の監視 2 災害時等における地理空間情報の整備・提供 3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言

第5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
NTT西日本(株)沖縄支店 NTTコミュニケーションズ(株)	電信電話施設の保全と重要通信の確保
(株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	移動通信施設の保全と重要通信の確保
日本銀行(那覇支店)	銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持
日本赤十字社 (沖縄県支部)	1 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力 2 地方公共団体以外の団体または個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整 3 義援金の募集及び配分の協力 4 災害時における血液製剤の供給
日本放送協会(沖縄放送局) 琉球放送(株) 琉球朝日放送(株) 沖縄テレビ放送(株) (株)ラジオ沖縄 (株)エフエム沖縄	気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
沖縄電力(株)	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給確保
西日本高速道路(株) (沖縄高速道路事務所)	1 同社管理道路の防災管理 2 被災道路の復旧
日本郵便(株)沖縄支社 (各郵便局)	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱 3 災害時における窓口業務の確保

第6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社) 沖縄県医師会	災害時における医療及び助産の実施
(公社) 沖縄県看護協会	災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力
(一社) 沖縄県バス協会	1 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 2 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
琉球海運(株)	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
日本トランスオーシャン航空(株)	災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
沖縄都市モノレール(株)	災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰宅困難者対策
(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会	高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費施設に係る復旧支援
(一社) 沖縄県婦人連合会（那覇市婦人連合会）	災害時における女性の福祉の増進
沖縄セルラー電話(株)	電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
(一社) 沖縄県薬剤師会	災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力
(社福) 沖縄県社会福祉協議会	1 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援 2 生活福祉資金の貸付 3 社会福祉施設との連絡調整
(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー	1 観光危機への対応 2 観光・宿泊客の安全の確保
(公社) 沖縄県トラック協会	災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
地方独立行政法人 那覇市立病院	1 那覇市立病院中期目標に基づく災害時における医療救護活動の実施 2 災害時の医療救護体制の整備計画の作成
沖縄ガス(株)	1 ガス施設の安全、保全 2 災害時におけるガスの供給
報道機関	災害状況及び災害対策に関する広報
那覇港管理組合	1 港湾施設の災害予防対策の推進 2 港湾施設の被害状況調査及び応急復旧対策の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
那覇市・南風原町 環境施設組合	被災ごみの処理に関する業務
那覇地区農業協同組合 那覇地区漁業協同組合 農林水産業関係団体	1 市が行う農水関係の被害調査及び応急対策に対する協力 2 農産、水産等の災害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資又はその斡旋 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保対策
那覇商工会議所 商店会等商工業関係	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ及び融資の斡旋等の協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋
社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会	1 被災者の支援 2 ボランティアの受入れ 3 その他市が実施する応急対策についての協力
(一社)那覇市医師会 病院等経営者	1 災害時における負傷者の医療救護、助産救助及び収容患者に対する医療の確保 2 病院内の避難施設の整備と避難訓練の実施
自治会 自主防災会	地域における市民の避難誘導、被災者の救護、救援物資等の配給、防犯その他市が実施する応急対策についての協力
青年団、婦人会等	市が実施する応急対策についての協力
一般運輸業者	災害時における緊急輸送の協力
一般建築・土木業者	災害時における応急復旧の協力
危険物関係施設の 管理者	1 災害時における危険物の保安措置 2 危険物関係施設に係る防災訓練の実施
(公財)沖縄県国際交流・ 人材育成財団	外国人に関する情報提供等の協力
沖縄県ホテル旅館生活 衛生同業組合	観光・宿泊客の安全の確保
(一社)沖縄県歯科医師会 (那覇地区歯科医師会)	災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力
(公社)沖縄県獣医師会	災害時の動物の医療保護活動
(一社)沖縄県建設業協会	1 災害時の重機等による救援活動の協力 2 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力
沖縄県土地改良事業団 体連合会	1 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧
(一社)沖縄県ハイヤー・ タクシー協会	災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力
(公財)沖縄県交通安全 協会連合会 那覇地区交通安全協会	1 避難者の誘導及び救出救護の協力 2 被災地及び避難場所の警戒 3 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力

機関の名称	事務又は業務の大綱
沖縄県石油商業組合、 沖縄県石油業協同組合	石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給
金融機関	被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置
那覇市自治会長会	災害時における地域住民の状況把握と「市災害対策本部」への協力
那覇市民生委員児童委員協議会	要配慮者への支援
(一社)沖縄県産業廃棄物協会	災害廃棄物処理についての協力
(公社)沖縄県環境整備協会	災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力
(一社)那覇市観光協会	観光危機管理に関する対策の連携

第7節 市民・事業者等の役割

那覇市民及び市内の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的な役割は次のとおりとする。

区分	とるべき措置
市民	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承 2 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討 3 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検 4 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力 5 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達 6 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援 7 災害廃棄物の分別 8 避難場所・集合場所・避難経路・連絡方法等の確認 9 愛玩動物（ペット）に対する避難対策 10 その他自ら災害に備えるために必要な行動
自治会 自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検 2 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承 3 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力 4 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） 5 自主防災リーダーの養成 6 自主防災活動及び訓練の実施 7 気象情報等の収集及び伝達 8 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力 9 災害時の避難所の自主運営 10 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員の防災教育及び訓練 2 事業継続計画（BCP）の作成及び更新 3 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討

区分	とるべき措置
	<ul style="list-style-type: none">4 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検5 自衛消防活動・訓練6 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導7 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力8 避難行動要支援者等の避難支援9 災害廃棄物の分別10 災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策または災害復旧に必要な物資、資材、人材等に係る事業者に限る。）11 その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

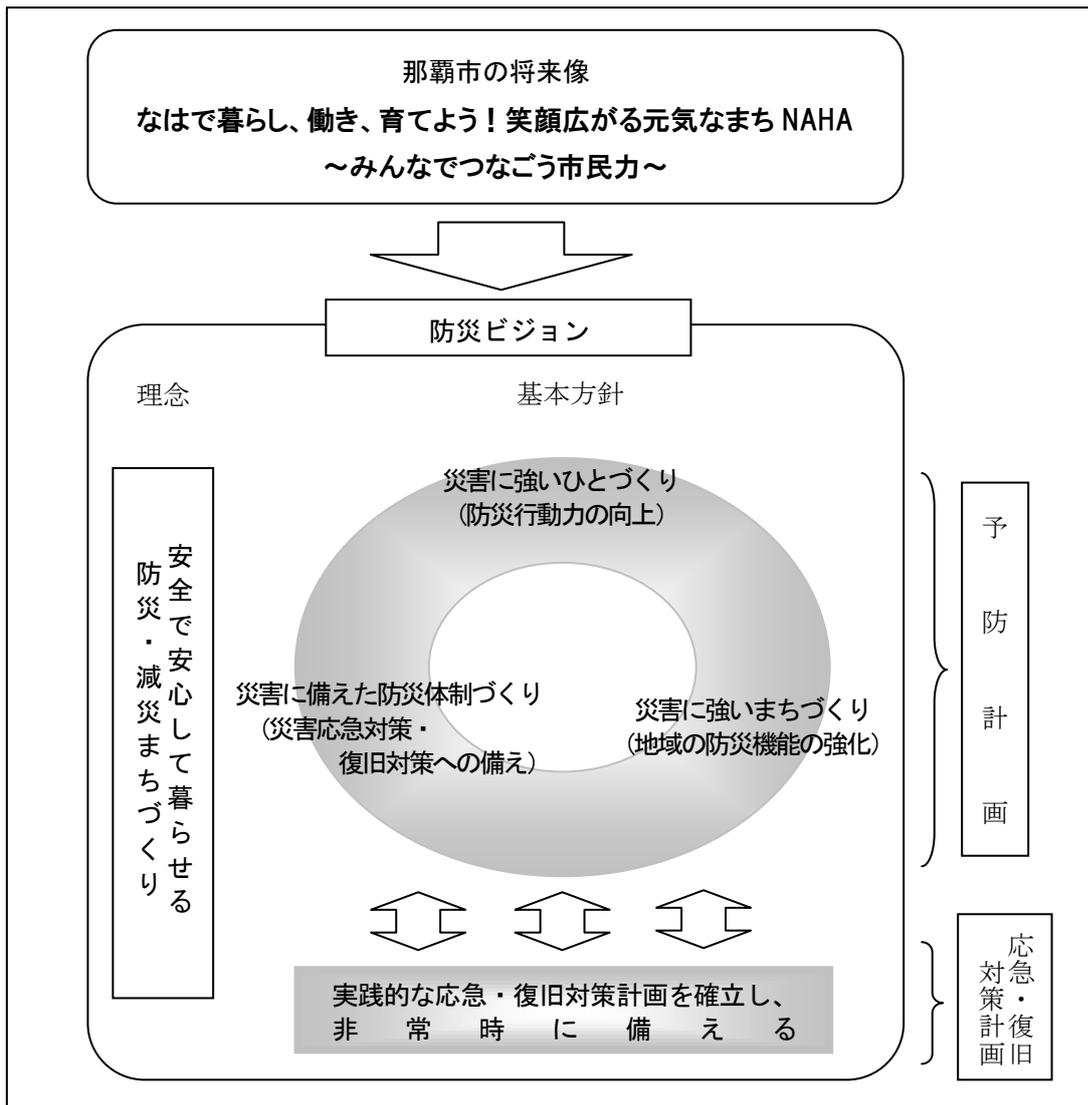
第2章 基本方針

第1節 防災ビジョン

市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた地域防災計画の指針として、次の4点を計画の基本方針とする。また、過去の災害の教訓を踏まえ、「安全で安心して暮らせる防災・減災まちづくり」を理念とし、市民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として、力を結集して災害に強い那覇市を創る。

- 1 災害に強いひとをつくる 「災害予防計画」
- 2 災害に強いまちをつくる 「災害予防計画」
- 3 災害に備えた防災体制をつくる 「災害予防計画」
- 4 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える
「災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画」

【防災ビジョン】



第2節 基本目標

市民の生命及び財産の安全を災害の危険から守るため、本計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のように定める。

■基本目標（災害予防計画）

方針	災害予防計画	基本目標
防災行動力の向上	第1章 災害に強い ひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりが、自らの安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、市及び関係機関の職員が、防災の知識と技術を身につけ、臨機応変に任務を遂行できるような体制を構築する。 ○市民一人ひとりに家庭、職場等における心得るべき措置の啓発を行う。 ○大規模災害に備え、男女共同参画のもとで全市民が積極的に防災に対処しながら、避難所生活等における二次的苦痛を防止するための組織づくりを行う等、ひとづくり活動を推進する。 ○混乱期における被害の軽減及び要配慮者・避難行動要支援者等の救援を、地域の助け合いによりカバーできるように、普段からの防災意識を高めるとともに、自主防災組織、事業所や団体を育成・支援する。 ○市、関係機関、事業所、団体、市民等が、臨機応変に対処できるよう、観光危機を含めた実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。 ○学校における園児・児童・生徒に対する防災教育を実施する。 ○災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティア活動の普及啓発、災害ボランティアリーダー等の育成、災害ボランティアの受入れ体制の整備等を図る。
都市の防災機能の強化	第2章 災害に強い まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○大地震・津波による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、都市防災構造化、新市街地整備、防災公園、都市公園等のオープンスペースの確保を図る。 ○道路、橋梁、港湾、空港、公共施設、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。 ○災害発生時に危険性のあるブロック塀、看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。 ○津波や洪水に関する指定緊急避難場所・指定避難所等を確保し、その安全性の強化を図るとともに、市民への周知を充実することにより、水害に強いまちづくりを推進する。 ○土砂災害等の災害危険箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。

方針	災害予防計画	基本目標
災害 応急 対策 ・ 復旧 対策 への 備え	第3章 災害に備えた 防災体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生後について、職員の動員配備対策の充実、活動マニュアルの作成、民間等の人材の確保、物資及び資機材の確保体制の充実等、応急活動体制の強化を図る。 ○速やかな協力体制が得られるように、各応急対策業務に関し、関係機関、関係団体との協力体制を強化する。 ○情報収集・伝達ルートを確認する観点から、多様・多重な情報収集伝達ルートの充実、防災情報ネットワーク整備、情報の分析・整理・活用体制を整備する。 ○各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制の強化を図る。 ○観光客の避難場所、情報伝達体制の整備等を含め、避難対策の充実を図る。 ○社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業所防災組織等を指導・支援し、福祉避難所を含めた要配慮者・避難行動要支援者等の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を促進する。 ○食料、生活必需品、資機材等の備蓄基本計画を作成する。

■基本目標（災害応急対策計画）

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第1章 応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生直後の混乱期や勤務時間外においても指揮命令系統を迅速に立ち上げる。 ○大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動体制により対応する。 ○防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮する。
	第2章 情報の収集・伝達、 災害警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策に係る気象情報、被害情報、避難状況を的確に監視し、警報等の迅速な伝達に備える。 ○市民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係機関への伝達を行う。 ○多様・多重な情報伝達手段を確保する。
	第3章 災害時の広報	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者、観光客を含めて正確な情報を伝え、二次的被害や混乱、風評被害等を防止する。 ○情報の空白地域・時間を解消する。 ○被災者からの相談受付広報活動を行う。
	第4章 相互協力・応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県・自衛隊・民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受入れ体制を確保する。 ○災害ボランティア等の受入れ体制の整備や活動支援を行う。
	第5章 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ○法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の確立を図る。
	第6章 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ○消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し、市民及び観光客等を安全に避難させる。 ○災害発生直後から指定緊急避難場所・指定避難所を開設し、避難所の運営は自主防災組織等の自主運営に移行させる。また、必要に応じて広域的避難者の受入れを行う。 ○要配慮者等に配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食料、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。 ○避難所等における女性や子育て家庭等、生活者の多様なニーズ、保健衛生への配慮を行う。
	第7章 要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障がい者・乳幼児・観光客・外国人等の要配慮者や帰宅困難者等に対し、各部班、自主防災組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。 ○避難所、仮設住宅における要配慮者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。また、相談の受付や適切な広報活動等により、避難所における要配慮者等の不安の解消を図る。 ○観光客・帰宅困難者に対し、交通その他必要な情報提供を行うとともに、一時的な休息・宿泊場所を提供する等の支援を行う。

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第8章 消防・救急・救助活動	<ul style="list-style-type: none"> ○発生した火災の延焼を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、市、消防局、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を行う。 ○市、消防局、消防団、関係機関、団体、市民等が協力し、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。 ○行方不明となった市民等の迅速な把握及び捜索を行う。
	第9章 災害時の医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生直後から医療救護サービスが実施できるよう、医療班、応急救護所、医療資機材等を迅速に確保する。 ○後方医療機関と連携し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。 ○避難所及び在宅の被災者への継続的な医療救護サービスやメンタルヘルスケアを供給する。
	第10章 交通管制	<ul style="list-style-type: none"> ○予想される道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携して、迅速に緊急輸送道路を確保する。
	第11章 緊急輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ○物資輸送拠点を適切に設置するとともに、市及び関係機関、民間等が保有する車両、ヘリコプター、船舶その他必要な輸送手段と人員を確保し、緊急輸送を行う。
	第12章 生活救援対策	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関、社会福祉施設、避難所等の重要な施設の機能停止を防止するため、優先的に給水等を行う。 ○ライフラインの復旧や住宅再建により被災者が自活できるようになるまでの間、飲料水・食料・生活必需品等の供給を行う。 ○住家の被災状況の調査結果に基づき災証明書の発行、被災者台帳を作成することにより、被災者の円滑な支援に供する。
	第13章 災害時における「住」対策	<ul style="list-style-type: none"> ○余震等による建物の危険防止、迅速な建物応急危険度判定等を実施し、仮設住宅の建設等、住宅供給体制を早期に確保する。 ○仮設住宅供給（建設）体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。
	第14章 災害時の環境・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生後の感染症・食中毒・その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。 ○適切な死亡蓄獣の処理、愛護動物（ペット）等の保護、収容を行う。 ○ごみ・し尿・災害廃棄物の放置による生活障害・疫病、避難所等における集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。 ○遺体の捜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資機材、遺体安置所等を適正に確保する。
第15章 応急教育・応急保育	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所との兼ね合いを考慮し、学校教育の早期再開を行う。 ○園児・児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した園児・児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。 ○文化財の所有者・管理者に対し、災害により文化財に被害が発生した場合の対応を周知し、文化財の保護を図る。 	

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第16章 災害時の警備対策	○警察と協力し、市・事業所・団体・市民等が連携して、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。
	第17章 ライフラインの 応急対策	○上水道、下水道、電力、電話、ガスの早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。 ○ガス漏れ時の供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。
	第18章 都市公共施設の 応急対策	○市の施設、公共土木施設、その他市の公共施設の被害による機能停止や低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を図る。
	第19章 農水産物対策	○農水産物について、災害発生に伴う病害虫防除対策、家畜管理、伝染病対策、飼料の確保等を行うことにより、被害の軽減を図る。
	第20章 道路災害対策	○道路災害対策について、関係機関等と連携し、発生した場合の被害の軽減を図る。
	第21章 危険物等対策	○危険物等の災害対策について、関係機関等と連携し、発生した場合の拡大の防止等、被害の軽減を図る。
	第22章 在港船舶対策	○在港船舶の災害対策について、関係機関等と連携し、発生した場合の被害の軽減を図る。
	【第4編のみ】 第22章 海上災害対策	○海上災害が発生した場合の対応体制の構築、情報の収集・伝達をはじめとする関係機関の活動、応急措置等、発生した場合の被害の軽減を図る。
	【第4編のみ】 第23章 不発弾処理対策	○不発弾処理対策について、関係機関等と連携し、不発弾の適正な処理、防災知識の普及を図る。
	【第4編のみ】 第24章 那覇空港災害対策	○那覇空港災害対策について、関係機関等と連携し、発生した場合の被害の軽減を図る。
【第4編のみ】 第25章 放射能災害対策	○原子力軍艦災害対策及び放射性物質管理施設災害対策について、関係機関等と連携し、発生した場合の被害の軽減を図る。	

■基本目標（災害復旧・復興計画）

方針	災害復旧・復興計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、 非常時に備える	第1章 市民生活安定のための緊急措置	○災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。 ○独力での再建が困難な市民・農水産業・中小企業に対して、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。
	第2章 災害復旧事業	○被災施設の復旧にあたっては、被害の再発防止と将来の災害に備えた事業計画を樹立する。 ○災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。
	第3章 災害復興事業	○被災前の地域が抱える課題を解決し、地域や地域産業構造等をよりよいものに改変する。 ○行政、市民、企業、団体等多様な行動主体と協働して復興を進めていくための復興計画づくりの体制や仕組みを整える。 ○関係する機関等との調整及び市民との合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。